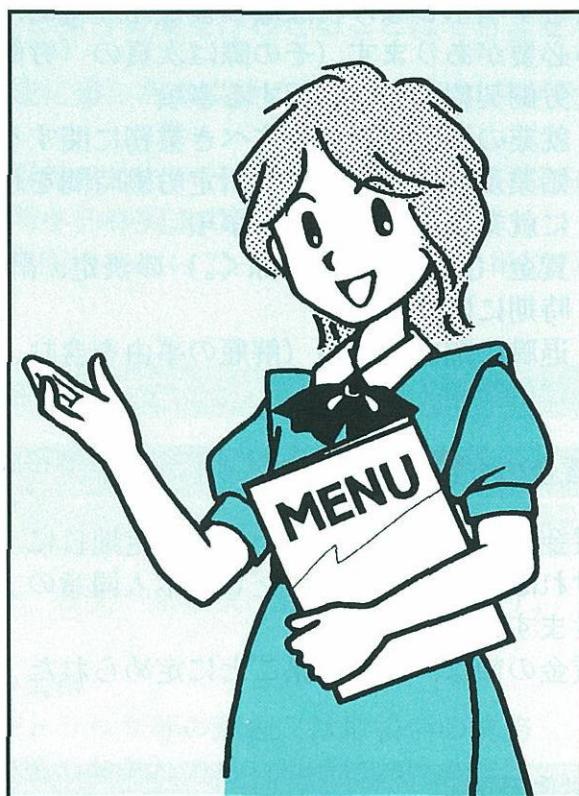


高校生等を使用する 事業主の皆さんへ



高校生等満18歳未満の年少者を、夏休み等にアルバイト等として使用する場合にも、労働基準法等の法律を守らなければなりません。

特に、年少者を深夜（午後10時から翌日午前5時まで）に使用することは原則として禁止されています。

事業主の皆さんはもとより、生徒や周囲の皆さんもこのことについて十分留意しましょう。



厚 生 労 働 省

高校生等満18歳未満の年少者をアルバイト等に使用するときは、次のことを守らなければなりません。

[労働条件の明示]

—労働基準法第15条—

○使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を必ず明示しなければなりません。特に、次に掲げる事項は、書面の交付により明示する必要があります（その際は次頁の「労働条件通知書」を参考にしてください。）。

- ・労働契約の期間に関する事項
- ・就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ・始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項
- ・賃金（退職手当等を除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- ・退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

[賃金の支払]

—労働基準法第24条、最低賃金法第4条—

○賃金は、①毎月1回以上、②一定期日に、③通貨で、④全額を、⑤直接本人に支払わなければなりません。ただし、本人同意の上で本人の指定する銀行等の口座に振込みができます。

○賃金の額は、都道府県ごとに定められた【最低賃金】の額を下回ってはなりません。

[労働時間]

—労働基準法第32条—

○原則として1週間の労働時間は40時間、1日の労働時間は8時間を超えてはなりません。

[休憩時間]

—労働基準法第34条—

○労働時間が6時間を超えるときは、途中に45分以上の休憩時間を与えなければなりません。

[休　　日]

—労働基準法第35条—

○原則として休日は毎週1日与えなければなりません。

[最低年齢]

—労働基準法第56条—

○原則として満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童（中学生以下の児童）を使用することはできません。

○例外として所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合に限り満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童（中学生以下の児童）の使用が認められています。